

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和 7 年 10 月

湯 沢 町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率かつ安定的な農業経営の指標	5
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	6
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	6
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	8
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	8
1	第 18 条第 1 項の協議の場の設置方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	8
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められ区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	9
3	農業協同組合が行う農作業委託の斡旋の促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	11
第 6	その他	12

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 湯沢町は新潟県の最南端に位置し、関東側の玄関口として古くから交通の要衝にあり、三国街道の宿場町として栄えてきた。総面積は 357km² で、その内 90%以上を山林・原野で占めている国内でも有数の豪雪地帯である。

国境の谷川連峰に源を発し、西に清津川、東に魚野川が北に流れ河川沿いに細長く南北 24km に集落と農地が点在していて、急峻な地形のなかで古くから水稲単作を主体に農業生産を営んできた。

現在、社会経済を取り巻く環境は人口減少・少子高齢化の進行に加え、情報通信技術の発達・普及、人権、環境問題等への意識の一層の高まり等により大きな変化をもたらしている。

また、稲作農家を取巻く環境は米の消費低迷による価格低下等で厳しい状況となっており、担い手を中心に米の計画的な生産体制の確立と生産コストの低減、需要に応じた米づくりや水田を活用した園芸作物の生産が大きな課題となっている。

こうしたことから、新規組織化により生産体制を強化するとともにコスト低減を図り、需給動向を踏まえた高品質・良食味米の計画的な生産により安定的な農業経営と年間所得の向上に努めていく必要がある。

- 2 湯沢町の農業の現状は多くの圃場が中山間地域で土地改良が難しく小面積の不整形圃場が多い。また、少子高齢化による農業者の減少や高齢化等による耕作放棄のため遊休地の拡大等多くの課題が山積している。

その中でも圃場整備が進んでいる地域では組織化し農地の集約・集積と機械設備の導入による農作業の効率化が進み、経済的安定が図られ農地の保全と農業の集約化が進んでいる。さらに、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画（以下単に「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）による集積化も進んでいる。

- 3 湯沢町は、こうした地域の農業構造の現状を踏まえて、令和 7 年 3 月に地域計画を策定した。農業が魅力ある職業として選択し得るものとなるように、10 年後の農業経営の発展の目標を明らかにし、当該計画に位置付けられる担い手として、効率的かつ安定的な経営を目指した農業者を育成するものとする。

具体的な経営の指標は、湯沢町及びその周辺の優良な農業経営の事例等を参考に、農業経営の積極的な改善を目指し、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並みの年間農業所得（主たる農業従事者 1 人当たり 400～500 万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者 1 人当たり 1,800 時間程度）の水準を実現できるものとし、こうした経営が湯沢町の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

- 4 湯沢町は、将来の農業を担う若い農業者の意向、その他農業経営に関する基本的条件を考慮し、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

重点施策として、大規模農家の確保が困難な地域においては、継続的な営農体制の実現に向け、兼業農家や小規模農家、高齢農家等、多様な人材が多様な働き方で役割を発揮できる集落営農体制や農業法人の育成等を進める。

第1に、地域計画の実行性確保に向け、湯沢町は、農業委員会、県農業普及指導センター、農業協同組合等が連携の下で組織する農業再生協議会と連携しながら、集落単位における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。更に望ましい経営体を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して、営農診断や営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

第2に、経営の改善による望ましい農業の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理機構、農業委員などによる相談対応、農地等に関する情報提供、農地の紹介・斡旋等を行う。

また、農地中間管理機構が実施する農用地利用集積等促進計画による利用権の設定については、農業委員会と連携・調整を図りつつ実施について協力する。

また、湯沢町全域を対象として土地利用調整を展開し、集団化・連担化を基本条件として、地域計画に位置付けられた担い手に農用地が集積されるよう努める。

特に、近年増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、地域計画に位置付けられた担い手への利用集積にむけて調整を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の体制維持・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

第3に、このような農地の貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進し、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県農業普及指導センターの指導の下に稲作経営体の園芸導入を推進する。

第4に、農業生産組織は効率的な生産体制を形成するうえで重要な役割を担うものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体としての重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

第5に、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の体制維持・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営者と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助

労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、兼業農家等にも関係法律その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第 12 条の農業経営改善計画及び第 14 条の 4 の青年等就農計画の認定制度では、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者及び認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者及び認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、湯沢町が主体となって関係機関、団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、農業関係事業の実施にあたっては、当該地区において経営を展開している認定農業者に十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 湯沢町はグローバル化の進展など、農業を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、認定農業者等による 6 次産業化販路拡大等の育成・確保、それらへの農地利用集積を一層加速するとともに、それぞれの地域の実態に即し、継続的な営農体制の実現に向け、兼業農家や小規模農家、高齢農家等、多様な人材が働き方で役割を発揮できる集落営農体制や農業法人の育成などを進めていく。

また、遊休農地の発生防止等を図るため、中山間地域等直接支払制度を活用し「集落協定」に基づいた農地の保全管理を促進するとともに、集落営農体制の確立を目指し組織の強化と協業化等を図る。

- 6 湯沢町は、農業再生協議会において、認定農業者及び認定新規就農者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等、経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を県農業普及指導センターや農業協同組合の協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる発展に資するため当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成指導等を重点的に行う。

- 7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

- (1) 新規就農の現状

湯沢町は観光立町でありそれを基盤とした第 3 次産業に大きく依存し他の産業は育ちにくい環境となっている。特に農業はその多くが中山間地区であり青年層の就業先として農業を選択するものは非常に少なかった。しかし、現在、青年層の意識は徐々にではあるが他産業にも向けられようになってきている。今後は、農業がその選択肢となり、地域農業の担い手としていく必要がある。

- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、湯沢町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から 5 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

- ア 確保・育成すべき人数の目標

新潟県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標 280 人(目標令和 16 年度)を踏まえ、湯沢町においては年間 1 人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

湯沢町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人あたり概ね 1,800 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（概ね 3 に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の農業所得、すなわち主たる従事者 1 人あたりの年間農業所得 320～400 万円程度）を目標とする。

ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいため、主たる従事者 1 人当たり年間所得の概ね 5 割を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた湯沢町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県農業普及指導センターや農業協同組合等が指導を行うなど地域の総力を挙げて湯沢町の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に湯沢町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえ、湯沢町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	経営体育成目標
1. 水稲	<作付面積> 水稲 7.5ha そば 2.5ha <経営面積> 自作地 2.0ha 借地 8.0ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 60坪 1棟 パイプハウス 110坪 1棟 トラクター 35ps 1台 田植機 8条 1台 コンバイン 3条 1台 乾燥機 40石 2台 籾摺機 4インチ 1台 色彩選別機 1台 軽トラック 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保	8経営体
2. 水稲 + 野菜	<作付面積等> 水稲 4.6ha スイカ 0.6ha カリフラワー 0.5ha <経営面積> 自作地 2.0ha 借地 3.2ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 20坪 1棟 パイプハウス 55坪 1棟 トラクター 30ps 1台 田植機 5条 1台 コンバイン 2条 1台 軽トラック 1台 乾燥・調製は組織の施設を利用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保	2経営体

【組織経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の態様等	経営体 育成目標
水稻 （主たる従事 3人）	<作付面積等> 水稻 21.0ha コシヒカリ 18ha こしいぶき 3ha 主食用 20.3ha 非主食用 0.8ha そば 6.0ha <経営面積> 借地 27.0ha	<資本装備> 作業場兼格納庫 70坪 1棟 パイプハウス 360坪 1棟 トラクター 45ps 2台 田植機 6条 2台 コンバイン 4条 2台 乾燥機 50石 2台 粗選機 3.2t 1台 籾摺機 6インチ 1台 色彩選別機 1台 軽トラック 1台 普通トラック 1台	・農業経営専用の収 支台帳の作成 ・経営体の体質強化 のため、自己資本の 充実を図る	・給料制、休日制の 導入 ・各種保険加入 ・農繁期における臨 時雇用従事者の確 保	2経営体

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に湯沢町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、湯沢町における主要な営農類型については、概ね第2に定める農業経営の指標の規模とする。

ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立し経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいため、第2に定める農業経営の指標に示す所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- (1) 稲作を中心とした農作物を安定的に生産し、湯沢町の農業の維持・発展に必要となる効率のかつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県農業普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

- (2) 農業分野地域おこし協力隊等の新たな農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施等のフォローアップ支援を積極的に実施し、認定農業者への移行に向けた支援策を行う。
- (3) 湯沢町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、退職後に農業に従事する者、兼業農家など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 湯沢町が主体的に行う取組

- (1) 湯沢町は新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農業普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、移住定住の相談対応の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や必要となる農用地等や農業用機械等の斡旋・確保、資金調達のサポートを行う。
- (2) 就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを重農準備から定着まで一貫して行う。その体制として湯沢町が中心となり県農業普及センター、農業委員会、農業協同組合等関係団体（以下、「農業関係団体」という）が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一貫して行う体制を構築する。
- (3) 農業関係団体は新規就農者が地域内で孤立することがないように就農相談は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて地域計画の協議の場への参加や地域計画の変更等の措置を講じる。
- (4) 農業関係団体は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要なフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

農業関係団体、農地中間管理機構、農業会議は新たに農業経営を開始しようとするものに対して農地等に関する相談対応、農地等に関する情報提供、農地等の紹介・斡旋を行い、地域（地域計画の策定区域）は、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

湯沢町は町再生協議会及び農業協同組合と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とす

る情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。また、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に農地の移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けてサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に関する事項

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標を次のとおり設定して推進する。

また、農用地の集約化については、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理機構を活用しながら、湯沢町、農業委員会、新潟県等が一体となって農用地の利用調整に取組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標

項 目	目 標	目標年度
農地利用集積	○担い手への集積 耕地面積の90%程度 <農地面積目標 270ha程度>	令和16年度
経営体の育成	○経営体 12 (内訳) 個別経営体 8 組織経営体 4	令和16年度

○認定農業者の確保目標

項 目	目 標	目標年度
認定農業者の確保目標	17	令和16年度

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 法第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

効率的かつ安定的な農業経営の指標に示す経営体の育成と、これら経営体が地域における農地利用集積目標の達成のためには、従来にも増して農地の集積・集約化が必要となる。

このため、湯沢町、新潟県、農地中間管理機構が行う農業経営基盤の強化を促進する必要がある。なお、この措置が経営体を目指す意欲ある農業者の経営改善に効果的に結びつくよう地域計画等による担い手の明確化と、地域住民の役割分担の下に、これら担い手に対する農地利用集積・集約化を図る。

○地域計画推進事業

地域計画の実行性確保に向け、協議の場における十分な話し合いによる合意形成を基礎

として、地域計画に担い手として位置づけられた経営体への農用地の利用集積・集約化を推進する。

地域計画の変更に係る協議の場の開催については幅広い農業者の参画を図ることとし、広報・HPへの告知の他、他の農業関係者の集まりを積極的に活用し周知を行う。参加者については農業者、湯沢町、新潟県、農業委員、農業協同組合、土地改良区をはじめ農業関係者とし、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行うこととする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

湯沢町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化、その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

①に規定する区域を、その区域とする地域関係農業者等の組織する団体で定款、又は規約及び構成員につき、法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を湯沢町に提出して、農用地利用規程について湯沢町の認定を受けることができる。

②湯沢町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 湯沢町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を湯沢町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等、又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 8 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては(4)の①に掲げる事項の他、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 湯沢町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件の他、次に掲げる要件に該当するときは(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等、又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権

の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は法 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善 7 実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導、支援

- ① 湯沢町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、支援に努める。
- ② 湯沢町は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（新潟県農林公社）等の指導、助言を求めてきたときは、農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業委託の斡旋の促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（1）農作業の受委託の促進

湯沢町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は団体等の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには地域計画に位置付けた担い手への集積促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託の斡旋等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託の斡旋窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託の斡旋に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械・施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるものの他、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、平成22年6月7日から施行する。

附則

この基本構想は、平成26年9月24日から施行する。

附則

この基本構想は、令和3年11月5日から施行する。

附則

この基本構想は、令和5年10月1日から施行する。

ただし、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後においても、法に設けられた経過措置により引き続き農用地利用集積計画を行う場合のその計画に基づく利用権設定は従前の基本構想第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項によるものとする。

附則

この基本構想は、令和7年10月1日から施行する。

